

「長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金」のご案内

【Q1】どのような補助金なの??

【A1】

- 園内研修を充実させ、幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、保育士がその専門性を高めることにより、魅力や、やりがいを再認識し、離職防止につなげことを目的とする補助金です。



【Q2】補助金の額はどのように決められるの?

【A2】

- 原則、全員を対象とする参加型の園内研修等を実施する園に対し保育士等 1 人当たり年額 2 万円となります。（在籍基準は、3 月 1 日です。）

【Q3】補助対象の範囲は?

【A3】

- 研修受講や支給の対象となるのは、子どもの教育・保育に直接関わる保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭、みなし保育士（看護師等））となります。

【Q4】補助金の申請手続きは?

【A4】

- 種別によって、提出先が違います。



私立幼稚園、幼稚園（認定こども園含む）及び認可外保育施設（中核市除く。）

⇒ 長崎県

保育所（認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、特例保育、認可外保育施設（中核市分）

⇒ 市町



【Q5】対象となる補助金は？？

- 【A5】
- 以下の研修が対象になります。
 1. 県が別に定めるテーマ及び内容で実施する園内研修
 2. 幼児教育アドバイザー等の派遣を受けて実施する園内研修
 3. 所在市町や県が指定する園外研修を受講した保育士等がその内容を園内で保育士等に伝達するために実施する研修
- ※ 保育士等全員が参加可能な方法により、意見を出し合うワークショップ形式を取り入れた方式で実施してください。

【Q6】研修の実施方法がわからない

- 【A6】
- 幼児教育センターのホームページをご確認ください。
[幼児教育アドバイザーによる支援（長崎県幼児教育センター） - 長崎県ホームページ](#)

【Q7】幼児教育アドバイザーの派遣を申し込みたい。

- 【A7】
- 令和8年7月1日から、依頼先が変わります。詳細は県幼児教育センターのホームページをご確認ください。



令和8年6月30日まで	長崎県幼児教育センターへ依頼書を提出
令和8年7月1日以降	各市町の担当課へ提出 (提出先の詳細は後日連絡予定)

(※) 依頼書の様式は、県幼児教育センターのホームページからダウンロードください。